

現場説明書

工事番号

工事名

令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

令和7年6月

生涯学習課

今回発注する工事は、関係法令、工事請負契約書並びに設計図書に基づくほか、下記に定める事項を遵守しなければならない。

1 工 事 番 号

2 工 事 名 令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

3 工 事 場 所 大和町宮床字松倉 地内

4 工 期 令和7年11月28日 まで

5 担 当 課 生涯学習課

6 遵守すべき条項

- ①大和町建設工事執行規則
- ②大和町財務規則
- ③その他関係する法令

7 設計図書の範囲

工事の範囲は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。）及び契約書に記載された内容とする。

8 契約に関する事項

契約に関する内容については、大和町建設工事執行規則並びに大和町財務規則に定めるところによる。

①入札保証金	免除とする。 ただし、落札者が契約を結ばない場合は、落札者に対し入札金額（税込）の100分の5の額を損害賠償請求するものとする。
②契約保証金	契約金額の10分の1以上とする。ただし、免除される場合はこの限りでない。

③ 前 払 金	大和町建設工事執行規則第32条の規定のとおり。	
工 事	150万円以上	10分の4以内

・前払金を請求する場合は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を町に寄託すること。

・計算方法は、算出された金額に10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

④中間前払い	工事にあつては、500万円以上で工期が100日以上のものに限り10分の2の範囲内で契約することができる。	
⑤部分払い	中間前払い金の支出がある場合	1回
	中間前払い金の支出がない場合	2回

いずれも既済部分の10分の9を限度とする。

9 共通仕様書

この工事の履行に当たっては、特段の定めがある場合を除き、宮城県共通仕様書を準用するものとする。

10 契約書の様式

契約にあたっては、大和町が定める工事請負契約書とする。
ただし、特に様式を指定する場合を除く。

11 質疑応答

設計図書その他に質疑がある場合は、全て書面にて行うものとする。
様式は、大和町ホームページ ⇒ 入札・契約情報 ⇒ 入札・契約各種ダウンロード
⇒ 「現場説明書に対する質問書」 とする。

12 契約後の提出書類

落札者は本契約締結後、速やかに必要な書類を提出すること。

- イ 着手届及び工事工程表
- ロ 現場代理人及び主任技術者等の通知
- ハ 施工計画書

13 官公署への手続き

工事に関する官公署への手続きは全て請負業者が行い、その費用は請負者が負担する。

14 技術者の選任

本工事に關し、必要な技術者の選任を行い、速やかに届けること。
技術者の配置その他が法令に違反した場合は契約を取消すことがある。

15 一括下請負の禁止

本工事に關し、一括下請負を禁止する。
違反した場合は、関係法令に基づき処分の対象とする。

16 指定部分の下請の禁止

工事の主たる部分又は他の部分から独立して機能を發揮する工作物の工事の一括下請負を禁止する。

次の部分の下請負をさせてはならない。

下請負禁止指定部分

--

17 一部下請負の承認

この工事の一部を下請負とする場合は、町長の承認を受けなければならない。
その場合にあつては、次の書類を提出しなければならない。

- ①一部下請負通知書（承認願ひ）
- ②下請負人指導責任者届
- ③下請負契約（請）書（写）

18 CORINS登録について

請負金額500万円以上の工事にあつてはCORINSへの登録を行うこと。
登録後は速やかに写しを提出すること。

19 建設退職金共済制度について

中小企業退職金共済法に基づき、建退協に加入していることを確認するため掛金領収書を提出すること。

20 現場から排出される建設資材廃棄物及びリサイクルについて

工事現場から発生する全ての廃棄物等は法令に基づき適正に処理すること。

- ①契約に当っては、処分についての説明書を提出すること。
- ②産業廃棄物を運搬・処分する場合は許可を受けた者であること。
- ③処分後はマニフェストを提示し、全量の確認を受けること。

21 入札注意事項

①本工事を発注するに当って、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、工事契約の相手方として不適切であるときは、契約を破棄するとともに、関係法令に基づき処分の対象とする。入札の業務を妨害した場合も同様とする。

②入札に当たっては、入札書に記載された金額の積算内訳を求めているので、入札書に内訳書を同封のこと。（様式は自由であるが、入札書に入る枚数とする。）

③積算内訳書は数量・単価を明示すること。数量・単価が明示できないものは内訳を添付すること。金額を丸める場合は、端数処理に留め、安易な値引き等を行うことなく実行できる内容で計上すること。

④添付された内訳書が上記内容を満たしていない場合や疑義を生じた場合は、無効とすることもある。また、今後の評価に影響する場合もある。

22 請求書様式

- ①本町の請求書はA 5サイズを基本としている。
- ②様式は本町ホームページからダウンロードするか、各担当課等に請求書を請求すること。
- ③A 5サイズの請求書による請求ができない場合は、各担当課等の担当者に協議すること。

－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

令和7年3月1日以降公告案件から適用

工事番号		工事名	令和7年度大和町総合体育館電源改修工事		事務所名	大和町										
項 目	条 件	内 容			施 工 方 法	備 考										
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。														
2 主任技術者及び監理技術者（以下、配置技術者という。）の配置																
(1) 現場施工に着手する日の指定 （配置技術者の配置要件の特例） ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降、90日以内に着手 （手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能）														
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事（フレックス工事）	○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。														
(3) 上記以外	◎	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手														
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不移動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html																
3 特例監理技術者の配置																
	○ 対象	◎ 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする													
1 特例監理技術者を配置する場合は以下の（ア）～（サ）の要件を全て満たさなければならない。 （ア）本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行予定）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （エ）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体化が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。） （オ）特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所（地域事務所）管内及び隣接土木事務所（地域事務所）管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。 （カ）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 （キ）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 （ク）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 （ケ）専任補助者を配置しない工事であること。 （コ）維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 （サ）配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORIINS）への登録を行うこと。																
4 積算基準及び設計単価の適用期日																
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	○ ある	◎ ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。													
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ ある	◎ ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。													
5 工程関係																
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ ある	◎ ない														
(2) 施工時期による制限	○ ある	◎ ない														
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ ある	◎ ない														
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ ある	◎ ない														
6 公害対策関係																
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ ある	◎ ない														
7 安全対策関係																
(1) 交通安全施設等の指定	○ ある	◎ ない														
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ ある	◎ ない														
8 排水工関係																
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ ある	◎ ない														
9 建設副産物対策関係（建設発生土）																
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">処理・処分する場所</th> <th rowspan="2">処理・処分方法</th> <th rowspan="2">距 離</th> <th rowspan="2">制 限 時 間</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </table>								処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考	名称	所在地
	処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考										
	名称	所在地														
(2) 建設発生土	処理・処分	○ ある	◎ ない				時 分 ～ 時 分 km									

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。						
			処理・処分する場所		処理・処分方法		距離	制限時間	
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。									
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない				km	時 分 ~ 時 分
		アスファルト塊	○ある	●ない				4 km	時 分 ~ 時 分
		建設発生木材	○ある	●ない				km	時 分 ~ 時 分
		建設汚泥	○ある	●ない				km	時 分 ~ 時 分
		その他	○ある	●ない				km	時 分 ~ 時 分
(3) 再生材の利用			○ある	●ない	種類・数量				
11 現場環境改善			○ある	●ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。				
12 品質証明									
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				
13 標準的な設計図書による発注方式			○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。				
14 資材関係									
(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。						
(2) 購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。						
(3) 宮城県グリーン製品の利用			必須		1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。				
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材				
			○ある	●ない	3. その他()				
(4) 県内産製品の利用			○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html				
(5) 現場吹付法砕工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。						
15 設計変更の手続き									
(1) 設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】						
16 その他									
(1) 舗装の下請制限について			○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。				
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無			○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。				
(3) 三者会議の対象の有無			○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。				
(4) 貸与資料の有無			○ある	●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()				
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無			○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。				
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。						
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無			○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。				

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件	内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無		
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象 ●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象 ●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化		
(1)工事情報共有システムの活用	○対象 ●対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○あり ●なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
19 週休2日工事の適用の有無		
(1)週休2日工事	●対象 ○実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	☑現場閉 ☐交替制	実施困難工事 (例) 理由 ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
(3)週休2日工事の区分		現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
		週休2日工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 「月単位の週休2日」は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 [「通期の週休2日」:対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」:対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。]
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無		
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象 ●対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無		
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象 ●対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」といふ。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場 の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特記事項

1 基本事項			
(1) 特記仕様書について	本特記事項も設計図書の一部である為、現場代理人は熟読し、内容を理解した上で施工計画書の作成や現場着手に望むこと。		
(2) 前払い金について	前払い金においては、契約後速やかに手続きを行い請求すること。		
2 積算方法			
(1) 主たる工種	改修電気設備工事		
(2) 施工地域区分	地域補正無し		
2 現場条件等			
(1) 事前測量及び設計図書と現地調査の相違	1. 受注者は工事着手に先立ち事前測量を実施し、その結果をまとめ監督職員に資料を提出すること。(費用は共通仮設費に含む) 2. 着手前調査において、本設計書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。		
(2) 工事の周知	工事着手後速やかに、現地に工事予告看板を設置するとともに、近隣住民へ工事案内文書等を配布するなど工事の周知に努めること。 また、工事案内等を配布する際は、監督員に確認を取ってから配布すること。 (※事前にメール等でも可)		
(3) 第三者の安全確保	一般の用に供する敷地の工事については、利用者の安全に配慮すること。 また、現場内に第三者が侵入しないよう、施工区域を明確にし、必要な措置を講じること。	安全対策は徹底すること。	
(4) 現場内の管理	労務災害が発生していることから、現場内の安全管理を徹底し、事故を未然に防止するよう努めること。		
(5) 苦情・要望等	住民からの苦情・要望があった場合には、速やかに監督職員に報告し、対応等について監督職員の指示を受けること。 工事着手前に、近隣住民及び関係者と十分調整を図り、円滑に施工出来るよう努めること。		
(6) 過積載の防止	ダンプトラック等で資材を運搬する際、過積載防止対策についての計画を施工計画書に記載すること(運転する車輛の主要諸元、ナンバー、過積載防止についての具体的な内容等)。		
(7) 施工計画書について	本工事において、施工していく上で疑義が生じた際は速やかに監督員へ報告すること。 打合せ等については、事前に監督員及び副監督員の日程を調整し、実施すること。 また、施工計画書については、監督員及び副監督員の日程を調整し、読み合わせを実施してから現場に着手すること。	監督職員及び副監督職員と調整を行い施工すること。(必ず2名体制で打ち合わせ及び立会を実施します。)	

位置図



本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
電気改修工事	1	式				
キュービクル改修工事	1	式			明 1 号	
幹線設備工事	1	式			明 2 号	
動力電源工事	1	式			明 3 号	
アスベスト含有調査	1	式			明 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

大和町

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

大和町

令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

【 第 1 号 明細書 】 キュービクル改修工事							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
高圧CT 100/5A	2	台					
AM 110×110 100/5A	1	台					
銘板	1	式					
トランス 3φ 6600/210V 100kVA (ダイヤル温度計・防振ゴム付)	1	台					
高圧機器類 PCS 7.2kV 30A ヒューズ筒付	3	台					
高圧機器類 FT 7.2kV 30A (予備含む)	6	本					
高圧機器類 CT 400/5A 15kA 電線貫通型	2	個					
高圧機器類 AM 広角度110角 5A 0-400A	1	個					
高圧機器類 AS 60×65	1	個					
高圧機器類 VM 広角度110角 5A 0-300V	1	個					
高圧機器類 VS 60×65	1	個					
高圧機器類 MCCB 3P 250AF/250FP	1	個					

大和町

3

令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

【 第 1 号 明細書 】 キュービクル改修工事							(続 き)	1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要		
高圧機器類 MCCB 3P 125AF/125FP	1	個						
配材費 トランス取付架台等	1	式						
作業費	1	式						
重量物搬入・据付費 エック含む	1	式						
資材運搬費	1	式						
電気主任技術者立会費 耐圧試験含む	1	式						
電力申請費	1	式						
雑材消耗品	1	式						
計								

大和町

4

令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

【 第 2 号 明細書 】							1 式 当り
幹線設備工事							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
電灯分電盤 主幹：MCCB100A 分岐：ELB30A 4回路 壁掛型	1	面					
電灯分電盤 主幹：MCCB100A 分岐：ELB30A 6回路 自立型	1	面					
動力分電盤 主幹：MCCB225A 分岐：ELB40A 10回路自立型	1	面					
分電盤取付支持材	1	式					
エコケーブル 600V EM-CET 22SQ	35	m					
エコケーブル 600V EM-CET 38SQ	50	m					
エコケーブル 600V EM-CET 60SQ 50m×2	100	m					
エコケーブル EM-IE 8SQ 50m×1 35m×1	85	m					
エコケーブル EM-IE 22Q	50	m					
電線管 42mm 溶融亜鉛メッキ	7	本					
ノーマルベンド 42mm 溶融亜鉛メッキ	2	本					
電線管付属品 カップリング、フッシング等	1	式					

大和町

5

令和7年度大和町総合体育館電源改修工事

【 第 2 号 明細書 】				(続 き)		1 式 当り	
名 称 ・ 規 格		数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
配管支持材 ダクト、ナット等		1	式				
端子		1	式				
メタルモール A型		1	本				
メタルモール 付属品		1	式				
メタルモール スイッチBOX		1	個				
仮設材費 照明、立馬等		1	式				
コア抜き費 φ100(1箇所)、φ50(2箇所)		1	式				
X線検査費		1	式				
産業廃棄物処理費 運搬費含む		1	式				
養生清掃費		1	式				
雑材消耗品		1	式				
作業費		1	式				

大和町

6

【 第 2 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
計							

【 第 3 号 明細書 】							1 式 当り
動力電源工事							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
エコケーブル EM-EEF 2.6mm-2C	10	m					
エコケーブル EM-EEF 2.6mm-3C	15	m					
エコケーブル 600V EM-CE 5.5SQ-3C	340	m					
エコケーブル 600V EM-CET 8SQ	80	m					
エコケーブル 600V EM-CET 14SQ	445	m					
エコケーブル 600V EM-CET 22SQ	140	m					
エコケーブル EM-IE 5.5SQ	715	m					
電線管 28mm 溶融亜鉛メッキ	8	本					
電線管 36mm 溶融亜鉛メッキ	15	本					
電線管 42mm 溶融亜鉛メッキ	22	本					
ノーマルバンド 36mm 溶融亜鉛メッキ	6	本					
ノーマルバンド 42mm 溶融亜鉛メッキ	6	本					

大和町

【 第 3 号 明細書 】				(続 き)		1 式 当り	
動力電源工事							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
電線管付属品 カップリング、ブッシング等	1	式					
ブリカチューブ 36mm ビニール被覆	10	m					
ブリカチューブ 42mm ビニール被覆	15	m					
ブリカチューブ付属品	1	式					
波付硬質合成樹脂管 (エフレックス) 30mm	120	m					
波付硬質合成樹脂管 (エフレックス) 42mm	70	m					
波付硬質合成樹脂管付属品	1	式					
配管支持材 ダクト、サドル等	1	式					
端子	1	式					
金属製プルボックス 200×200×200	14	個					
ブラボックス	14	個					
ブレーカー-MCB 2P30A	6	個					

大和町

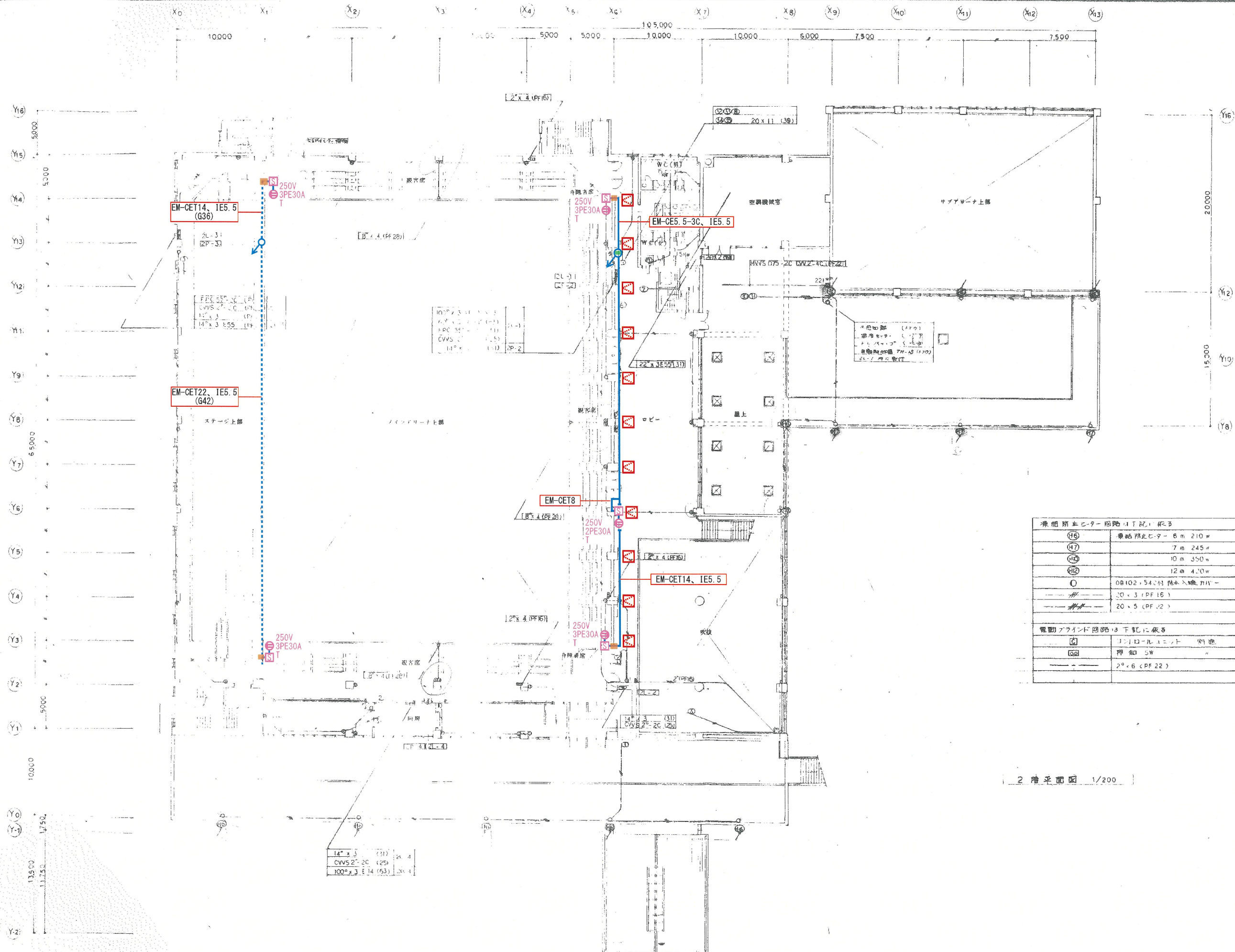
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
ブレーカー-MCB 3P40A	8	個				
露出コンセント E付 2P30A 250V MH2889	6	個				
露出コンセント E付 3P30A 250V MH2890	8	個				
仮設材費 照明、立馬等	1	式				
コア抜き費 φ125(1箇所)、φ50(7箇所)	1	式				
X線検査費	1	式				
点検口増設費	15	箇所				
産業廃棄物処理費 運搬費含む	1	式				
養生清掃費	1	式				
雑材消耗品	1	式				
作業費	1	式				
計						

【第 4 号 明細書】

アスベスト含有調査

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
アスベスト含有調査費	1	式				
計						



照明器具の仕様	
①⑤	照明器具 6m 210w
①⑦	照明器具 7m 245w
①⑧	照明器具 10m 350w
①⑨	照明器具 12m 420w
①	08102・54213 防水入電カッター
①①	20・3 (PF 16)
①②	20・5 (PF 22)
電動ブラインドの仕様	
①③	リモコンユニット 別添
①④	押紐 SW
①⑥	20・6 (PF 22)

2.8

設計者	設計者
校核者	校核者
承認者	承認者
200	
大田 昭	⑧